

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために１９９９年の国連総会で採択され、締約国１８９カ国のうち、１１５カ国が批准している。

選択議定書では、締約国の個人または集団が、条約で定められた権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し当事者と政府に「見解」、「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適切な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」していることから、国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。

これに対し政府は、２０２０年１２月閣議決定の第５次男女共同参画基本計画に、女性差別撤廃条約の選択議定書について「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記している。

よって、国及び政府においては、ジェンダー平等を実現し、すべての人の人権が尊重される社会をつくるために、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めることを、当町議会は強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年１２月１９日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）